

会議、講演会等に手話通訳等を希望する方は開催1週間前までに各問い合わせ先、または下記ファクスまでお申し込みください

| 心身障害者(児)手当など一覧 |                  |              |                                                                                                               |                                                                              | 平成30年7月現在           |                       |
|----------------|------------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-----------------------|
| 手当などの種類        |                  |              | 対象となる方                                                                                                        | 手当・助成を受けられない方                                                                | 手当月額                | 支給月                   |
| 手<br>当         | 市<br>の<br>制<br>度 | 心身障害者<br>手当  | この3種のうち1種のみ受給可<br>▶身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度の方<br>▶脳性まひの方<br>▶進行性筋萎縮症の方<br>▶身体障害者手帳3級・4級、愛の手帳4度の方                | ①難病手当受給者<br>②心身障害者福祉手当受給者<br>③施設入所者<br>④65歳以上で新たに左記に該当した方<br>⑤児童育成(障害) 手当受給者 | 6,000円              | 4月<br>8月<br>12月       |
|                |                  |              |                                                                                                               |                                                                              | 4,500円              |                       |
|                | 都<br>の<br>制<br>度 | 難病手当         | 国・都の指定する特殊疾病に羅病し、特定医療費(指定難病) 受給者証または医療券をお持ちの方                                                                 | ▷心身障害者手当受給者<br>▷上記②③⑤該当者<br>▷65歳以上で新たに左記の特殊疾病の認定を受けた方                        | 6,000円              |                       |
|                |                  | 心身障害者福祉手当    | 20歳以上で、<br>▶身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度の方<br>▶脳性まひの方<br>▶進行性筋萎縮症の方                                                 | ▷心身障害者手当受給者<br>▷上記①③④該当者                                                     | 15,500円             | 4月<br>8月<br>12月       |
|                |                  | 重度心身障害者手当    | ▶重度の知的障害で、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする精神症状を有する方<br>▶重度の身体障害と重度の知的障害が重複する方<br>▶重度の肢体不自由で両上肢および両下肢の機能が失われ、座っていることも困難な程度の方 | ▷施設入所者<br>▷病院などに3か月を超えて入院している方<br>▷65歳以上で新たに左記に該当した方                         | 60,000円             | 毎月                    |
|                | 国<br>の<br>制<br>度 | 特別障害者手当      | 重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方〔くわしくは障害福祉課☎(529) 7100へお問い合わせください〕                                          | ▷施設入所者<br>▷病院などに3か月以上入院している方                                                 | 26,940円             | 5月<br>8月<br>11月<br>2月 |
|                |                  | 障害児福祉手当      | 重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方〔くわしくは障害福祉課☎(529) 7100へお問い合わせください〕                                             | ▷施設入所者<br>▷当該障害を支給理由とする年金の受給者                                                | 14,650円             |                       |
| そ<br>の<br>他    | 都<br>の<br>制<br>度 | 心身障害者医療費助成制度 | ▶身体障害者手帳1級・2級(内部3級)、愛の手帳1度・2度の方<br>▶精神障害者保健福祉手帳1級の方(平成31年1月1日から対象)                                            | ▷生活保護受給者<br>▷65歳以上で新たに左記に該当した方                                               | 保険診療の自己負担分医療費の一部を助成 |                       |

- 65歳未満で心身障害者手当または難病手当を受給中の方が、より月額の高い手当の対象となる障害に該当された場合は、今まで受給していた手当を中止し、新しく該当した障害で一覧上段の3種の中から受給できる手当を申請し直すことができます(一部例外がありますので、くわしくはお問い合わせください)。
- 表中「施設入所者」の施設とは、障害者支援施設、障害児入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、のぞみの園などです。グループホームは含みません。

| 避難行動要支援者名簿の対象 |                                               |
|---------------|-----------------------------------------------|
| 対象            | 状態                                            |
| 在宅医療          | 人工呼吸器使用                                       |
| 要介護認定者        | 要介護3度～5度                                      |
| 身体障害者         | 下肢機能障害、移動機能障害、体幹機能障害、視覚障害、各1級・2級<br>呼吸器機能障害1級 |
| 知的障害者         | 愛の手帳1度・2度                                     |
| 難病患者等         | 難病指定を受け、障害福祉サービスを受けている方                       |
| その他           | 上記以外で自ら情報の収集や避難行動が困難な方                        |

市は、災害が発生した場合に、自らの命を守るために適切な行動をとることが難しいと思われる方の「避難行動要支援者名簿」を作成しています。災害時に、自力で避難することが難

### 避難行動要支援者登録制度の名簿登録

平成30年度の第2回支給分を8月15日(水)までに指定口座へ振り込みます。

特別障害者手当・障害児福祉手当・心身障害者手当・難病手当を振り込みます

（障）受給者証は8月31日(金)で有効期限が切れ、9月1日(土)から新しい受給者証(黄色)に替わります。現在(受)受給者証をお持ちの方で、引き続き対象となる方には新しい受給者証を8月24日(金)に発送します。届かない場合はお問い合わせください。

また、古い受給者証は障害福祉課(市役所1階1番窓口)か窓口サービスセンター(立川タクロス1階)、各連絡所のいずれかに返却してください。

（障）受給者証が替わります

心身障害者医療費受給者証

引き続きください。現在、支給や助成を受けている方は手続きの必要はありません。

なお、これらの手当を受けている方で、施設に入所した方や住所・口座番号の変更などがある方は障害福祉課へご連絡ください。

平成31年2月に開催予定の「第17回くらしフェスタ立川」で展示するポスターを募集します。優秀作品はポスターやチラシとして活用します。応募者全員に参加賞あり▼テーマⅡごみ、水、大気、自然保護などの「日々のくらしに関すること」(絵

### くらしに関するポスターを募集

35

関係することⅡ防災課・内線2535

総務課・内線1492

福祉課・内線1492

関係することⅡ防災課・内線2535

関係することⅡ防災課・内線2535

関係することⅡ防災課・内線2535

関係することⅡ防災課・内線2535

関係することⅡ防災課・内線2535

関係することⅡ防災課・内線2535

関係することⅡ防災課・内線2535

関係することⅡ防災課・内線2535

関係することⅡ防災課・内線2535

関係することⅡ防災課・内線2535

関係することⅡ防災課・内線2535

関係することⅡ防災課・内線2535

関係することⅡ防災課・内線2535

関係することⅡ防災課・内線2535

関係することⅡ防災課・内線2535

関係することⅡ防災課・内線2535

今月の納期

7月31日

▷固定資産税・都市計画税第2期分▷国民健康保険料第1期分▷後期高齢者医療保険料第1期分▷介護保険料第1期分

納付書裏面等に記載の場所で納付してください

市税=収納課管理係・内線1240、国民健康保険料=保険年金課賦課係・内線1416、後期高齢者医療保険料=保険年金課賦課係・内線1406、介護保険料=介護保険課介護保険料係・内線1446

●都市計画審議会 時8月21日(火)午後3時から場市役所2階208・209会議室10人間都市計画課都市計画係・内線2365

●保健医療推進協議会 時8月8日(水)午後1時30分から場健康会館5人間健康推進課(527)3632

●教育委員会定例会 時8月9日・30日の木曜日、午後1時30分から場市役所3階302会議室(各20人)教育総務課庶務係・内線2465

●保健医療推進協議会 時8月8日(水)午後1時30分から場健康会館5人間健康推進課(527)3632

●教育委員会定例会 時8月9日・30日の木曜日、午後1時30分から場市役所3階302会議室(各20人)教育総務課庶務係・内線2465

●保健医療推進協議会 時8月8日(水)午後1時30分から場健康会館5人間健康推進課(527)3632

●教育委員会定例会 時8月9日・30日の木曜日、午後1時30分から場市役所3階302会議室(各20人)教育総務課庶務係・内線2465

●保健医療推進協議会 時8月8日(水)午後1時30分から場健康会館5人間健康推進課(527)3632

●教育委員会定例会 時8月9日・30日の木曜日、午後1時30分から場市役所3階302会議室(各20人)教育総務課庶務係・内線2465

●保健医療推進協議会 時8月8日(水)午後1時30分から場健康会館5人間健康推進課(527)3632

●教育委員会定例会 時8月9日・30日の木曜日、午後1時30分から場市役所3階302会議室(各20人)教育総務課庶務係・内線2465

●保健医療推進協議会 時8月8日(水)午後1時30分から場健康会館5人間健康推進課(527)3632

●教育委員会定例会 時8月9日・30日の木曜日、午後1時30分から場市役所3階302会議室(各20人)教育総務課庶務係・内線2465

●保健医療推進協議会 時8月8日(水)午後1時30分から場健康会館5人間健康推進課(527)3632

●教育委員会定例会 時8月9日・30日の木曜日、午後1時30分から場市役所3階302会議室(各20人)教育総務課庶務係・内線2465

●保健医療推進協議会 時8月8日(水)午後1時30分から場健康会館5人間健康推進課(527)3632

●教育委員会定例会 時8月9日・30日の木曜日、午後1時30分から場市役所3階302会議室(各20人)教育総務課庶務係・内線2465

●保健医療推進協議会 時8月8日(水)午後1時30分から場健康会館5人間健康推進課(527)3632

●教育委員会定例会 時8月9日・30日の木曜日、午後1時30分から場市役所3階302会議室(各20人)教育総務課庶務係・内線2465